

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「物価連動国債ファンド(3ヵ月決算型)」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは平成17年2月4日に設定し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、平成29年5月末時点の受益権口数が約3.9億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数(10億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

### 2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 平成29年9月20日
- ・ 異議申立期間 : 平成29年9月20日～平成29年10月30日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 平成29年10月31日
- ・ 買取請求期間 : 平成29年11月10日～平成29年11月29日
- ・ 繰上償還日(予定) : 平成29年12月7日

### 3. 異議申立て手続きについて

平成29年9月20日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成29年9月20日から平成29年10月30日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成29年9月20日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成29年12月7日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社が買取請求書を受理した日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額)で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成29年9月20日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
アセットマネジメントOne株式会社